令和８年　　月　　日

半田市新居町７丁目地内駐車場占用入札指針

１．概要

（１）入札対象施設等

道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）第７条第９号に定める自動車駐車場、自転車駐車場

（２）道路の占用の場所

愛知県半田市新居町７丁目１４７番地の一部（別紙１位置図参照）

（３）入札対象区画および占用面積

１区画　１，５４０㎡（別紙２平面図参照）

（４）道路の占用の開始の予定時期　令和８年７月１日

（５）道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

①道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者及びその受託業者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

②上記に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。

③災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

④必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。

⑥当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

⑦占用範囲内の構造物の維持管理又は破損した場合の復旧及び不法投棄等の対応については占用者において実施すること。

⑧占用範囲内に関する苦情等については占用者において適切に対応すること。

（５）認定の有効期間

１０年

（６）占用料の額の最低額

１，８００円（１㎡当たり）

半田市道路占用料条例別表に定める単価	×	国土交通大臣が定める期間
１，８００円		１年

（７）本入札関係書類提出先

（持参・郵送の場合）

〒４７５－８６６６

愛知県半田市東洋町二丁目１番地　半田市役所３階　建設部維持管理課

電話：０５６９－８４－０６６７

（メール送付の場合）

E-mail：ijikanri@city.handa.lg.jp

２．占用入札参加資格

（１）入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること。

（２）入札対象施設等のための道路の占用が、道路法（昭和２７年法律第１８０号。以下「法」という。）第３３条第１項の政令で定める基準に適合するものであること。

（３）入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかにないものであること。

（４）入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

① 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき

② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき

③ 法第７１条第１項の規定に基づく監督処分を受けて是正がされていないとき

④ 法第７３条第１項の規定に基づく督促状により督促を受けているとき

⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑩ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると道路管理者が認めるとき

なお、道路の占用に当たって道路交通法第７７条第１項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、愛知県半田警察署と協議を行います。

※愛知県半田警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

３．入札占用計画の作成等

（１）入札占用計画の作成要領

様式１～５（Ａ４判）により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画（様式１）	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載願います。 ③「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（様式２）	①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。 ②日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。 ※占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。
法人概要（様式３－１）及び役員名簿（様式３－２）	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式３－１は不要であり、様式３－２により、氏名、生年月日等を記載願います。
災害等非常時における連絡体制（様式４）	占用者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から半田市への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除に関する誓約書（様式５）	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

（２）入札占用計画の提出期限、場所及び方法

①　提出期限

令和８年５月２５日午後５時まで【必着】

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

②　提出方法

上記②へ持参、郵送（書留郵便又は信書便に限る。）又はメールにて送付してください。

※メール送付の場合は到達の確認のため、併せて電話での連絡をお願いします。

４．入札までの流れ

（１）担当部局

〒４７５－８６６６

愛知県半田市東洋町二丁目１番地　半田市建設部維持管理課

電話：０５６９－８４－０６６７

（２）入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（様式６）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、ＨＰにて閲覧に供することとします。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

①質問書の提出方法

郵送又はメールによるものとします。

※メール送付の場合は到達の確認のため、併せて電話での連絡をお願いします。

②質問書の提出期限

令和８年５月１４日午前１０時必着

※質問への回答は令和８年５月１９日午後４時から半田市のＨＰで公表します。

（３）入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって半田市より通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができます。この説明を求める場合は、様式７に必要事項を記載の上、提出してください。

５．入札の実施

（１）入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書（様式８）を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書（様式８）を提出しない者は、本入札に参加することができません。

①　提出方法

ア　持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

イ　入札書（様式８）を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出するに当たっては、半田市より占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参してください。

ウ　郵送により入札書（様式８）を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書（様式８）を同封してください。

エ　代理人が入札に参加する場合においては、入札書に加えて、委任状（様式９）を提出してください。

②　提出期限

持参の場合：令和８年６月１１日午後５時まで

郵送の場合：令和８年６月１０日まで（必着）

（２）入札にあたっての注意事項

① 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。

② 希望する区画毎に入札書を作成し、入札してください。

③ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

④ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

（３）開札日時、場所

① 日時 令和８年６月１１日午前１０時

② 場所

〒４７５－８６６６

愛知県半田市東洋町二丁目１番地

半田市役所３階　入札事務室

ア 開札当日の受付は、開札開始時刻の１０分前から行います。

イ 開札会場への入場は、入札者１者につき、２名までとします。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 占用入札参加資格のない者のした入札

② 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

③ 指定の時刻までに提出されなかった入札

④ 所定の入札書によらない入札

⑤ 記名、押印を欠く入札

⑥ 入札者又はその代理人が１区画につき１人で２枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

⑦ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

⑧ 委任状の提出がない代理人がした入札

⑨ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

⑩ 入札金額を訂正した入札

⑪ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

（５）入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

（６）開札

開札は、入札者を立ち会わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち会わせる場合には、委任状（様式９）を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。

③　開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

（７）落札者の決定方法

①　有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は１年間における１㎡当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。

②　落札となるべき同額の入札をした者が２者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。

③　当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（８）落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は、「個人」とします。）、落札額）を公表します。

（９）落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

なお、落札者決定を取り消した場合は、他の入札参加者を繰り上げて落札者とします。

６．入札占用計画の認定

（１）認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、半田市建設部市街地整備課に備え付けるとともに、半田市ホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、半田警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

（２）認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

（３）認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合そ

の他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

７．道路の占用の許可

（１）占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

① 申請書類

ア 道路占用許可申請書

イ 認定された入札占用計画（写し）

ウ 入札占用計画認定通知（写し）

エ 委任状（代理申請の場合のみ）

オ その他道路管理者が必要であると認める書類

② 申請期限

ア 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から１０日以内に行ってください。

イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

（２）占用許可の条件

① 用途は駐車場に限定すること。ただし、柵、看板などの付随施設については建設可能とする。

② 原則、乗入は既設の乗り入れ口を利用すること。ただし、乗り入れ口の位置、幅員等を変更する場合は、道路管理者に「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書」を提出し、承認を得た上で施工すること。

③ 乗り入れ口部分は舗装を施工し、砕石、土砂が道路に流出しないようにすること。

④ 立体駐車場等、建物は建てないこと。

⑤ 認定有効期間終了後は土地を原型復旧して市の検査を受け、返却すること。ただし、返却時に市と協議し、市が原型復旧を免除する場合はこの限りではない。

⑥ 工作物等を設置しようとするときは、着手及び完了届を市長に提出し、その指導若しくは検査を受けること。

⑦ 占用者は占用の期間中、許可年月日、許可指令番号、許可期間、占用目的並びに占用者の氏名を表示した標札を市長の指示する場所に掲示すること。

⑧ 占用期間満了後、引き続き占用しようとするときは、期間満了の日の３０日前までに継続占用許可申請書を市長に提出すること。

⑨ 占用者は使用している工作物、物件又は施設を常時良好な状態に維持管理し、道路水路等の効用に支障のないように努めること。

⑩ 占用者は、住所、氏名、名称を変更したときは、速やかに承継届を半田市に提出すること。

⑪ この許可により生じた権利義務を相続その他の理由により承継しようとするときは、速やかに占用許可に基づく権利義務の継承届を半田市に提出すること。

⑫　以下のことが確認された場合、この許可の条項を変更し若しくは許可を取り消し、又は使用物件の移転、改築、除却若しくは必要な設備をすることを命ずることがある。ただし、これに要する一切の費用は占用者の負担とする。

（ア）道路法その他関係法令の規定又はこの許可条件に違反し、半田市の指示若しくは命令に従わないとき

（イ）詐欺の手段をもってこの許可を得たとき

（ウ）公益上その他市長が必要と認めたとき

（エ）占用することによって他に障害を及ぼし若しくはその恐れがあると認められたとき又は許可若しくは承認後に起こった事実により必要を生じたとき

（オ）占用料を指定期限に納めないとき

⑬　半田市は占用者が、道路法その他関係法令の規定又はこの許可条件及び市長の指示、命令する事項を履行しないときは、占用者に代わってこれを執行することがある。ただし、これに要する一切の費用は占用者の負担とする。

⑭　この占用又は工事に起因して第三者に損害を与えた場合には、占用者の負担においてその損害を回復すること。

⑮　道路を掘削する際は、地下埋設物等を十分調査の上、工事を行うこと。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

（３）占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。

（４）占用料の額及び支払方法

①　占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に入札占用指針に定められた占用面積を乗じた額とします。

②　土地の価格の上昇等を踏まえて半田市道路占用料条例別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

③　占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度占用料を毎会計年度４月３０日までに支払うものとします。

なお、支払い方法は、半田市が発行する納入通知書により納めるものとします。

④　年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。また、徴収する金額が１００円未満であった場合には、これを１００円に切り上げた額とします。

⑤　指定された期日までに占用料が納付されない場合には、法第７３条に基づき延滞金を徴収する場合があります。

⑥　既納の占用料は還付しません。

⑦　占用料の計算対象となる占用期間は占用工事（占用物件の設置、撤去及び原状回復等）に要する期間を含みます。

８．その他

（１）書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

（２）入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。

（３）提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。

（４）提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありませんが、名古屋市情報公開条例（平成１２年条例第６５号）に基づいて、公開請求者からの請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、公開対象となる場合があります。また、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。

（５）提出された入札占用計画は、原則として返却いたしません。なお、返却を希望する場合には、入札占用計画を提出する際にその旨を申し出てください。